

船橋市公用自動車事故防止対策委員会要綱

(設置)

第1条 この要綱は、公用自動車の安全な運行並びに交通事故の防止及び交通事故の適切な処理に関して協議するため、船橋市公用自動車事故防止対策委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 公用自動車の安全かつ適切な運行に関すること
- (2) 交通事故防止対策に関すること
- (3) 交通事故の適切な処理に関すること
- (4) 前3号に定めるもののほか、交通事故の防止に必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる職にある者をもって組織する。

- (1) 企画財政部長
- (2) 総務部長
- (3) 税務部長
- (4) 市民生活部長
- (5) 福祉サービス部長
- (6) 高齢者福祉部長
- (7) 健康部長
- (8) 環境部長
- (9) 都市整備部長
- (10) 道路部長
- (11) 下水道部長
- (12) 消防局長
- (13) 管理部長
- (14) その他委員長が特に必要と認めた者

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は企画財政部長を、副委員長は総務部長の職にある者をもって充てる。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、必要の都度委員長が招集し、委員長が議長となり、議事を整理する。

(幹事会)

第6条 委員会に必要な事項の調査等をさせるため幹事会を置く。

2 幹事及びその管理範囲は次の表のとおりとする。

職名	管理範囲
財産管理課長	企画財政部、会計課
危機管理課長	市長公室
人事課長	総務部
資産税課長	税務部
市民安全推進課長	市民生活部
福祉政策課長	福祉サービス部
介護保険課長	高齢者福祉部
健康政策課長	健康部、保健所
こども政策課長	こども家庭部
地域子育て支援課長	地域子育て部
クリーン推進課長	環境部
商工振興課長	経済部、地方卸売市場
都市政策課長	都市計画部
公園緑地課長	都市整備部
道路維持課長	道路部
下水道総務課長	下水道部
建築指導課長	建築部
財務課長	消防局
教育総務課長	教育委員会
その他委員長が特に必要と認めた者	

- 3 幹事会に幹事長を置き、幹事長は財産管理課長をもって充てる。
- 4 幹事長は、幹事会における調査等を終了したときは、その結果を委員会に報告しなければならない。
- 5 幹事会の運営については、前条の規定を準用する。この場合において同条中、「委員会」とあるのは「幹事会」と、「委員長」とあるのは「幹事長」と読み替えるものとする。
(参考意見の聴取等)

第7条 委員会及び幹事会において、必要があると認めるときは、関係職員の参考意見又は説明を聴くことができる。

(委員会の決定)

第8条 委員会の決定事項は、関係部局に通知する。

- 2 関係部局は、通知を受けた事項について、その実施に努めるものとする。

(庶務)

第9条 委員会及び幹事会の庶務は、企画財政部財産管理課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は平成5年3月23日から施行する。

附 則

この要綱は平成17年2月17日から施行する。

附 則

この要綱は平成21年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年6月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。